

マツ並木歴史ばなしあれこれ⑥

慶長7年(1602)頃、小諸藩からアカマツの苗を下付されたものを村役人などの手により植樹されたと伝えられているマツ並木が、今もなお由緒ある面影を偲ばせているのは、日頃の管理ばかりでなく、広報3月号で紹介した正徳5(1715)年の「差上ヶ申一札之事」の古文書からも分かるようにアカマツが補植されてきたからだと思います。今回は、幕府の街道・並木整備が具体化してきた19世紀前半以降に行われたマツ並木の大規模な補植を含む弘化年間の大整備の流れについて、ご紹介します。

弘化年間の大整備の事業全体の流れ (この事業の主眼は、松の補植と並木敷地の原状回復)

年 月 日	事 業 内 容 等
天保13 (1842) 年頃	①絵図作成 補植事業の予備調査的な性格を有していた可能性がある。 『家並絵図并前後往還絵図並樹絵図 控』 北側88本 外小木11本、南側53本 (文字で記載の数)
天保15 (1844) 年	②最初の勘定奉行による見分 芦田宿では10月に勘定奉行らによる見分のため、「並木御見分二付書上帳」が作成される。成木151本と小木苗木65本が確認されている。成木の基準が定められ、動的管理の基礎が固まる。 見分の結果、並木敷地の改修や補植等が指示され、芦田宿が請書『御請書上帳』を提出する。
弘化2 (1845) 年9月	③空白期間 11月に勘定奉行の見分があることを踏まえて、前回見分(1844年)時の指摘事項が改善されていないことを懸念した小諸藩が芦田村に対応を求める。『並木御検見御用書留帳』 ④敷地整備と補植の急遽実施 小諸藩の指示をうけて9月中旬から急遽、並木の大規模整備が始まり、600本余の補植や並木敷地の改修等が行われた。『並木植次日記』
弘化2 (1845) 年10月	完成した並木整備の状況を記録するとともに、注意喚起の触書『御達し帳 (往還並木手入相心得御請書)』を関係の村々に回す。「申渡請印帳」が作成され、詳細な並木の情報が残った。 松並木145本 南側48本、北側97本、外ニ602本此度小苗木植付
弘化2 (1845) 年11月	⑤2度目の勘定奉行による見分 勘定奉行らの見分があり、芦田村は様々な準備をして、これを迎えている。このとき、すでに9月の補植について失敗例が多いことが明らかになっており、幕府からは準備を周到に行うべきことが指示される。『並木御見分御勘定原田敬右衛門様御普請役谷津孫一浪様御』他
弘化3 (1846) 年2～3月	幕府が求めている「定杭」の設置について、関連する土地所有者らの納得をえるため、「並木敷地」を除地とさせることを目指して作業が始まる。『御並木敷地御赦免引願立日記』
弘化3 (1846) 年3月	⑥将軍直々の見分と並木敷地を除地にする願い 芦田村は、現地踏査を踏まえて、『御並木敷地書上帳』を添えて、将軍直々の並木敷地画定と当該地の年貢赦免を願い出る。『乍恐以書付奉願上候』『御並木敷地書上帳』
弘化3 (1846) 年4月	⑦敷地の確定 芦田宿は小諸藩の指示を受けて、塩尻宿の並木成立の経緯を調べたが、並木敷地の境界は明確ではなかった。『覚 (並木之義)』『小諸御奉行様より塩尻宿並木植始之義問合書上』
弘化3 (1846) 年10月	⑧小諸藩による見分 小諸藩による並木敷地境界の見分が行われる。 『小諸御役所様より御並木敷地御見分被仰付日記』

※天保13年の絵図作成から弘化3年10月の見分まで、笠取峠のマツ並木保存管理計画策定時に調査した17点の史料に基づき作成しました。